一般廃棄物収集運搬業の許可にあたって

鹿児島市廃棄物指導課

一般廃棄物収集運搬業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、市長の 許可を受けて行うことができます。(以下、市長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を行う業者を 許可業者といいます。)

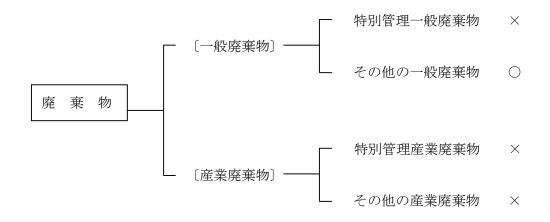
この法律や廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、廃棄物の排出抑制、適正な分別、収集、運搬、 再生、処分を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としていますの で、これらのことを十分認識し、業務を遂行してください。

また、法律や廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則、下記の注意事項に違反した場合は、許可の取消しや業務の停止等の措置を受けることになりますので、ご注意ください。

記

1 収集・運搬できる廃棄物について

廃棄物は、一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)と産業廃棄物(事業活動に伴い生じる汚泥、建設廃材、木くず、金属類、廃プラスチック類など)に区分されている。(詳しくは別紙資料参照) 許可業者は、産業廃棄物と特別管理一般廃棄物(感染性など)を除く廃棄物を、収集運搬することができる。



2 ごみの分別について

ごみは、必ず「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「資源物(古紙・プラスチック容器類・缶・ビン・ペットボトル)」の3種類に分別し、収集すること。

排出事業所に分別の協力を要請し、分別の徹底を図ること。

3 ごみの搬入先について

- (1) 「もやせるごみ」は、北部清掃工場又は南部清掃工場に搬入すること。 なお、清掃工場のオーバーホール工場期間中の搬入先については、市の指示に従い搬入すること。
- (2) 「もやせないごみ」は、横井埋立処分場に搬入すること。
- (3) 「プラスチック容器類」、「缶・ビン・ペットボトル」は、リサイクルプラザに搬入すること。
- (4) 「リサイクル可能な古紙」については、古紙問屋へ搬入すること。

4 清掃工場等へのごみ搬入について

清掃工場等へごみを搬入する際は、必ず「ごみ等処分手数料」を納入すること。

5 収集運搬及び作業にあたって

次の行為は絶対に行わないこと。

- (1) 市外ごみの搬入
- (2) 不法投棄
- (3) 土捨場や産業廃棄物処分業への搬入
- (4) 積替え・保管
- (5) ステップ乗車
- (6) 許可業者間の車の貸借
- (7) 後方の扉を開けたままの走行
- (8) ごみや汚水の飛散防止・流出事故を起こした車両又はそのおそれのある車両の使用
- (9) 制限速度超過や過積載など道路交通法に違反する行為

次のことに注意すること

- (1) ごみや汚水が飛散・流出しないよう、車両の整備等を十分に行うこと。
- (2) 許可番号等を常に掲示すること。
- (3) 許可証の写しを常に車両に保管すること。
- (4) 清掃工場、埋立処分場とリサイクルプラザの開場時刻である午前8時30分以前に来場した際は、必ずエンジンを切って待機すること。

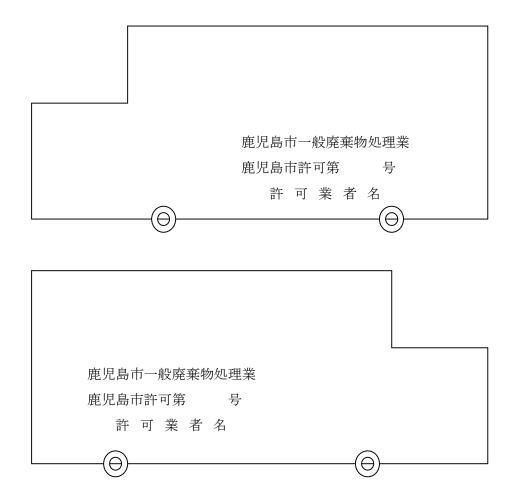
6 報告について

- (1) 実績報告書(様式第6)やビルピット汚水収集量運搬実績報告書(様式第7)は、収集実績のある・なしにかかわらず当該月分を翌月の10日までに提出すること。 (郵送及びFAXでも可)
- (2) 交通事故の当事者(加害者又は被害者)になった場合、必ず市へ報告すること。

7 申請・届け出の手続きについて

- (1) 会社の名称、所在地、役員及び収集車両等について変更が生じた場合 変更が生じた日から10日以内に変更届出書(様式第9)を提出すること。
- (2) 車両を増やす場合、市の連絡を受けてから使用すること。
- (3) 許可を更新する場合、許可期限の2週間前までに必要書類を添えて申請すること。
- (4) 変更手続きに必要な書類は次のとおり。

変更事項	書類
収集 車 両	使用車両名簿・使用車両の写真・車検証の写し
組織、代表者、法人名	印鑑証明書・定款・商業登記簿謄本・申告書
車庫	図面・付近見取図・所有権を証明する書類 (土地登記簿謄本、賃貸借契約書、土地使用承諾書)
住 所	図面・付近見取図・所有権を証明する書類及び 個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿謄本



(後面)

鹿児島市一般廃棄物処理業 鹿児島市許可第 号 許可業者名

(備考) 表示の文字の大きさは、1字概ね5cm~10cmの丸ゴシック体とする。